



# 第5回WGにおける意見等報告について

2012年12月19日  
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)

# 1. 第5回WGにおける意見等報告（航空）－①

項番	議題	項目	要望事項	検討内容（回答）
1	税関関連業務の見直し		「税関関連業務の見直し」のご説明の中でいわゆる「裏落とし」に関する業務もある程度システム化することを念頭に置かれているとのことでしたが、暫定8条関係も対象に含まれると考えてよろしいでしょうか。	減免の裏落とし業務については、今後、詳細仕様において、暫定8条関係も含めてシステム化の可否及びシステム化の具体的な内容を検討していきたいと考えております。（財務省関税局）
2	その他	RA制度	WGの最後に保安措置強化についての問題提起がなされていました。現在のNACCSの貨物管理は基本的に「保税地域に搬入された/搬出された」「深刻なダメージが発生している/していない」というステータスしか管理していませんが、新たに「スクリーニングをした/していない」という管理を行う必要があるということだと理解しています。通関業者-上屋業者-混載業者-航空会社などの関係者間で確実に情報共有し、滞りなく貨物をハンドリングしていくためにも専用のステータス管理項目を追加すべきだと考えます。	制度及び運用の詳細について別途ヒアリングさせていただき、現行システムにおける対応方法を検討いたします。
3	その他	RA制度	KS/RAの爆発物検査に関して ・新KS/RA制度における爆発物検査実施の有無及び要否に関する情報を荷主から発することが出来、また、検査結果の報告を航空会社から荷主が受けられる機能をNACCSに組み込んで頂きたい。この為には、荷主が入力した貨物情報を後続業務に連携する様に設計する必要がある。	制度及び運用の詳細について別途ヒアリングさせていただき、現行システムにおける対応方法を検討いたします。
4	貿易管理業務の改善について		関税割り当て数量管理のシステム化はぜひ実現願いたい。割り当て承認後の通関手続きは個別の申請と比較し、関係者が多くシステム化のメリットが活かせるものと考えています。開発の優先順を検討する際、効果の大きいものを先行させるなど配慮いただくようお願いします	関係省庁へお伝えし検討を依頼します。
5	基本フローについて		ULD単位の貨物管理可能化とあるが具体案が不明であり、説明が必要と思われる。現在のULA業務等との関連性も見えません。また、フロー上必須化となるのは困ると考える利用者もあると思われるので、基本仕様での表現には考慮が必要と考えます	ULA業務は輸出業務で、今回は輸入におけるULD単位の貨物管理となりますが、必須化ではない方法で検討を進めたいと考えております。

# 1. 第5回WGにおける意見等報告（航空）－②

項番	議題	項目	要望事項	検討内容（回答）
6	輸入別送申告のシステム化		システム化することで許可時間の短縮等が実現されるのであれば歓迎します。入力の手間だけ増えて効率化が望めない場合は不要と考えます。また、システム化されない場合でもマルチペイメント納付等の柔軟な納付方法となれば便利ではないでしょうか	現行の利用が多い利用者、税関に再度確認をしたところ、システム化のメリットはないため、今回は見送る方向で検討いたします。 マルチペイメント納付についてはご意見を参考にさせていただきます。
7	次期基本業務フローの検討	NACCS専用口座の廃止	専用口座が廃止となる場合、現在、専用口座を利用している企業については、当該口座を解約し、リアルタイム口座へ切り替える手続きが必要となりますが、当該企業に対しましては、NACCSセンター様から丁寧なご説明と手続きの依頼を行っていただきますようお願い申し上げます。 また、銀行の中には専用口座しか取り扱っていないところがございます。当該銀行に対しましては、当協会から個別にWGの議論の方向性を連絡しておりますが、専用口座廃止の方針が固まりましたら、当該銀行へNACCSセンター様からもご説明を行っていただきたく、併せてお願い申し上げます。	ご意見頂戴しましたとおり、該当する銀行及び利用者へのご説明等、きちんと対応をさせていただきます。
8	その他		スプリット仕分けと改装仕分けを同時に出来るようにする。 (現在は到着済み個数で管理しているが残個数で管理すれば可能?)	スプリット仕分けは航空会社が到着分と未着分の貨物の整理のために行っています。改装仕分けは、在庫貨物に対する保税手続きの一つで、これを一体の業務で行うことは困難と考えます。
9	その他		IDA(申告事項登録)時に包括延納担保の残金額と納税額を対差し、残金額が不足している場合は警告表示がなされる。 (それ以外の納税方法の場合も要警告表示) 補足)高額納税の時は担保があるか確認しております。しかし、連続して申告しているうちに延納担保がどんどん無くなり、最後にはIDC(税関への本申告)の時点で「担保不足通知書」が出力され、区分1で許可(実際は許可になっていない)の申告も、延納から日通口座へ訂正する過程で、区分1から区分2(書類審査)に変わってしまいます。延納担保不足の場合、申告エラー?か上記のように警告表示がなされるようにお願いします。	IDA業務を行う時点で担保残高とのチェックを行うとシステム負荷が大きくなります。システム性能を考慮して対応しないこととしております。

# 1. 第5回WGにおける意見等報告（航空）－③

項番	議題	項目	要望事項	検討内容（回答）
10	その他		<p>包括保険の照会                      現在、包括延納担保の残高はNACCSで照会できるが、包括保険の料率の照会ができない。                      （現在は包括保険の税関登録COPYを全て荷主から頂いています。）                      保険料率が分からないと、正確な課税標準を計算できないので法律的な縛りがなければ、是非、次期更改NACCSで照会できる様お願い致します。</p>	<p>ご要望の件につきましては、関係省庁を含む関係者のご意見をお伺いしつつ、詳細仕様にて検討します。</p>
11	その他		<p>特惠税率情報照会のみならず、EPA税率照会もNACCSで行えるようにしていただきたい。</p>	<p>詳細仕様において検討します。</p>
12	税関関連業務の見直し		<p>税関関係業務の見直し                      輸入申告項目の追加で、輸入者の郵便番号、インボイスナンバーを必須項目とするのですが、必須にする必要があるのでしょうか。通関業者の負担が増す印象があります。また、郵便番号はともかく、インボイスナンバーはケースによっては、ナンバーが無い出荷があり（サンプル出荷、無償出荷など）支障が生じる可能性があります。</p>	<p>インボイス番号の必須化には、そのような課題があることも承知しておりますので、今後、関係者のご意見を伺いながら、詳細仕様にて検討していきたいと考えております。（財務省関税局）</p>
13	その他	輸入貨物搬入確認の通知案内業務	<p>輸入貨物搬入確認の通知案内業務                      通関士が端末から離れていてもスマートフォン、携帯電話等に対して搬入確認された旨が通知される機能の実装をしていただきたい。また、業務についてはHAWB番号を指定し、通知先端末を登録することのできる任意業務としていただきたい。</p>	<p>検討します。</p>

## 2. 第5回WGにおける意見等報告（海上）－①

項番	議題	項目	要望事項	検討内容（回答）
1	NACCSと関連省庁システムの統合等について		○疑問点等の窓口の一本化 統合されるに当たりワンストップ化、サービスの一本化として、他省庁業務に関しても疑問点、トラブル時の質問等を一括してNACCSにできないでしょうか？	業務の利用方法、入出力条件等であればヘルプデスクで対応する予定ですが、制度面については、税関業務と同様に各省庁に確認いただくこととなります。
2	貿易管理業務の改善について（案）		JETRASとの統合に関してはシステム変更を数件要望したいことがあります。 現在はすぐには出ないのですが集約後再度送付致します。 例1：包括許可ライセンスの通関実績を通関業コードでは見れないか？ 例2：裏落としの際に残の数字を出力して欲しい。	通関実績は、iNACCSのリポート機能で把握可能と考えます。裏落としについては、関係省庁に伝え検討を依頼します。
3	税関関係業務の見直しについて		（参考）出港前報告制度に係る業務フローの平成29年10月以降の枠内にある「暫定措置の解除」とは何でしょうか。	現状の物流実態を踏まえ、制度定着までの当面の間、設けることとなった、近海航路からの報告期限の緩和措置や通過貨物の適用除外措置の廃止などを想定しております。（財務省関税局）
4	次期基本業務フローの検討	海上・輸出入基本業務フロー	1. ECRIは通関業・海貨業の業務となっているが、ECRIは海貨の業務である。 2. IVB業務の受け手は通関業となっているが、海貨業を経由し通関業に渡る経路ではないか？手配を行う海貨業にインボイス情報が渡らないことになる。 3. OLC業務・他法令業務は海貨も行う。	NACCSの業務は、手続きを行う者が法令で限定される場合を除き、入力しうる者に入力資格を与えています。また、フローについては、一部省略しており、詳細な入力者については、業務一覧で表記します。 なお、インボイス情報は海貨業にも情報が流れるようになっています。
5	税関関係業務の見直しについて	出港前報告制度に係る業務の見直し	Co-Loadの混載貨物扱いについてシステム利用者（第1次NVO、第2次NVO）の業務がどうなっていくのか解説頂きたい。特に、海外の子会社（現地法人）、代理店にシステム変更になるかどうか、また、システム利用等の費用をNVOビジネスで原価計算することも検証しておきたいので。	ご質問の件については、H26年3月から実施される出港前報告制度の制度定着の進捗状況を見ながら、関係者のご意見を伺いつつ、検討していきたいと考えております。（財務省関税局）
6	次期基本業務フローの検討	海上合同WGの決定事項	ACLO3/04の導入に際し船社業界のシステム対応と開始予定次期を取りまとめ頂きたい。新規業務と旧業務が混在するようなACL入力業務を間雲に継続するのは海貨業界としても非効率である。 *現在、MSC社だけが「O12年3月25日よりACLO3の利用可。（当面ACLO1の利用も可です）」と、NACCSセンターのHPに記載あり。 参照：コンテナ船 ACL対応船会社一覧表（業務コード：ACLO1）	ご意見として承ります。利用者の皆様に必要な情報はできるだけ前広にご案内したいと考えています。

## 2. 第5回WGにおける意見等報告（海上）－②

項番	議題	項目	要望事項	検討内容（回答）
7	損害保険業務とNACCSの連携について		<ol style="list-style-type: none"> <li>個別保険に関して通関では輸入者からPDFで送られた保険証書を輸入申告書に電子貼付する事になりますが貼付業務を軽減するためにも他法令申請のように個別保険に共通管理番号のようなものを持たせて通関業者、税関共その共通管理番号で保険証書が確認できるようになる事が理想と思います。また、輸入申告書へ共通管理番号を入力することで保険金額等必要な情報が反映される仕組みができないか。包括保険の申請についても上記1のような事が可能になれば税関への包括保険の申請手続きが必要なくなるのではと考えます。</li> <li>輸入者または通関業者が税関へ包括保険申請をする際に電子貼付する保険証書は原本を添付することになるのか。原本を添付するのであれば原本である事の確認はどのように行うのか。</li> <li>貼付はPDF形式に限られるのか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.については、ご要望として承ります。（NACCSセンター）</li> <li>2.については、H25年10月から実施する通関関係書類の電子化の利用状況を見ながら、検討していきたいと考えております。（財務省関税局）</li> <li>3.については、PDF形式に限らず、Text形式、Word形式、Excel形式、c s v形式のほか、TIFF・J-PEG等のイメージファイルによる提出も可能とする予定です。（財務省関税局）</li> </ol>
8	NACCSと関連省庁システムの統合について		<ol style="list-style-type: none"> <li>平成25年10月にAPS,FAINSをNACCSへ統合することでそれら申請をする際、現在NACCSを介在させず申請をおこなっている輸出入者はNACCSを利用することが必須となるのでしょうか。</li> <li>APS,FAINSをNACCSへ統合することで輸出入者、NVOCC、通関業者が申請した全てが輸出入申告へリンクされることになるのでしょうか。</li> </ol>	<p>NACCSの利用が必須になるものではありません。</p> <p>また、申請手続きは変わらないため、システムにおける処理手続きも現行のとおり（共通管理番号によるリンク）となります。</p>
9	税関関係業務の見直しについて		<p>インボイス番号の必須化ですがインボイス番号が存在しないインボイスもあります。その場合はどうなりますか。</p>	<p>インボイス番号の必須化には、そのような課題があることも承知しておりますので、今後、関係者のご意見を伺いながら、詳細仕様にて検討していきたいと考えております。（財務省関税局）</p>
10	税関関係業務の見直しについて	通関書類の（PDF）電子化について	<ol style="list-style-type: none"> <li>通関業者が添付ファイルをPDFで送る事を選択した場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>税関へ通関関係書類を提出したこととなりその書類は輸入者が保存しなくて良い事になるのか。</li> <li>税関審査窓口が受理したこと及び誰が審査しているかを電話で確認することがないようにNACCSにて通関業者が確認することが出来るようにしてほしい。</li> </ol> </li> <li>貼付方法に関しては、インボイス、B/L、保険等を仕分けして貼付することはスキャンする回数が増えることになるのでスキャンの簡素化のためまとめて貼付することが望ましいと思います。ご検討ください。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.(1)そのとおりです。ただし、区分1の場合など、通関関係書類の提出が必要な申告についても添付した場合には、税関側で保存はいたしませんので、輸出入者が書類の保存をしていただくことになります。なお、H25年10月の通関関係書類の電子化開始時は、原本確認又は通関数量等の裏落としを必要とする書類について、引き続き、書面による提出を求める予定です。（財務省関税局）</li> <li>1. (2) システム対応は困難です。（財務省関税局）</li> <li>2. 参考にいたします。（財務省関税局）</li> </ol>

## 2. 第5回WGにおける意見等報告（海上）－③

項番	議題	項目	要望事項	検討内容（回答）
11	次期基本業務フローの検討	WGプログラム変更要望に対する対応について	<p>1. 蔵入貨物の後続業務の可能化に関して以下パターン等ありますがそれら情報を利用して後続の輸入通関（ISW）、外貨船用品の積込等まで実施できる方向で検討していると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>(1) 保税倉庫から保税倉庫へ移動 I.S. 貨物 ⇒ 保税運送 ⇒ I.S. 貨物 ⇒ 輸入通関（I.S.W.）、外貨船用品の積込</p> <p>(2) 保税倉庫で内取り I.S. 貨物 ⇒ 分割仕訳 ⇒ 輸入通関（I.S.W.）、外貨船用品の積込</p>	詳細仕様において検討いたします。
12	NACCSと関連省庁システムの統合について	MOTAS関連	<p>1. MOAへの登録時、既にMOAへ登録済みの車両を登録した場合エラー表示がされるように出来ないか。</p> <p>【例】 最初にMOAを登録して輸出許可までされた中古車が船積みすることができずに輸出取消しを行った。その後、3ヶ月程度の期間が経ち輸出することになった場合や最初にMOAへ登録を行った以外の通関業者が輸出通関を行う際等、既にMOAの登録が済んでいることに気が付かないまま重複して登録し輸出申告に至ることがある。尚、税関の審査の際にはMOTASへの登録が重複していることが判明する。</p>	盗難車の密輸出に悪用される恐れがあることから、実現は困難です。
13	NACCS		<ul style="list-style-type: none"> <li>次期NACCSで導入検討されているストレージサービスの対象データに、税関からの輸出入の許可通知情報は含まれるのでしょうか？説明資料中では、例として申告情報という記載はありますが、許可情報も対象範囲として検討されていますでしょうか？</li> <li>もし、対象範囲として考えられているのであれば、レポート機能として、許可通知書の形で出力可能とされる予定は御座いますか？</li> <li>ストレージサービスのデータ保存期間が7年予定とのことですので、税関側としてもこの許可通知情報をもって、書類保存義務にも対応可能として頂けるようになるか？そのようにNACCSセンター殿から関税局殿に働きかけを行われていまずでしょうか？</li> </ul>	<p>許可通知情報まで含めるかどうかにつきましては、今後、詳細仕様にて検討していきたいと考えております。また、書類保存義務についても同様となります。（NACCSセンター）</p> <p>ご要望の内容については、今後、検討していきたいと考えております。（財務省関税局）</p>
14	次期基本業務フローの確認		<p>次期基本業務フロー図に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷主業務とその後続業務の関連が不明確。現在のフローはあくまで現行NACCS業務をベースとした画面遷移図の域を出ないものだが、今後詳細仕様を検討する前には、紙やメール等による業務も含めた、本来の「業務フロー図」を作成し、その中で荷主業務と後続業務の関係を明確にして頂きたい。そうすることで、どの部分を電子化すべきかが明瞭になるはずである。</li> <li>荷主が船会社・船舶代理店に対して実施する「プッキング依頼」からフロー図に記載して頂きたい。（海上WG 資料6 P10）</li> <li>SIRは、ACLに流れる項目とEDAに流れる項目の両側面を持っているので、その流れを明確にして頂きたい</li> </ul>	詳細仕様において検討いたします。

## 2. 第5回WGにおける意見等報告（海上）－④

項番	議題	項目	要望事項	検討内容（回答）
15	その他		<p>統合DBの構築に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、類似した入力項目を持つ各業務の情報が別々に管理されているため、更新・修正時に非効率であり、DB間の不整合も起こりうる構造になっているので、それらの業務に関しては正規化を図る必要がある。そのため、最上流のSIR業務に関連する業務を集約し、情報の一元管理かつ柔軟な運用が可能な統合DBの構築をお願いしたい。なお、統合DBの詳細、課題等に関しては、詳細仕様を検討する段階で具体的に議論したい。</li> </ul>	<p>詳細仕様において検討いたします。</p>
16	その他		<p>プログラム変更要望との関係に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月7日に実施した当会とのプログラム変更要望に関する意見交換の内容に関して、個別検討結果の資料の中では触れられていない項目があるので、漏れが無いように明記して頂きたい。（特に、1.業務仕様見直しの考え方、10.海外との連携、11.民間における決済処理、13.航空における物流ワークフローの確認、14.輸出入者・NVOCC・海貨業者業務の見直しの項目）</li> </ul>	<p>詳細仕様において検討いたします。</p>
17	その他		<p>今後詳細仕様を検討するにあたり、関係業界間で業務毎に業務フローを確認し合うことは必須であり、各業界の様々な意見を取りまとめて合意形成を図っていく必要がある。その調整役は、NACCSを開発・運用する貴センターをお願いしたく、その為には、貿易に精通しており調整力に長けたコンサルタントを起用するとか、各業界からの有志でタスクフォースを組成するなどして、俯瞰的に見た合意形成を図れる体制を構築して頂きたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>